

別紙

| 番号 | ページ | 開示しない部分 | 開示しない理由 | |
|----|-------|-----------------|---------|---|
| 1 | 7 | 原告の不動産の価値増加額 | 第7条3号 | 不動産鑑定士の事業に関する情報、技術上のノウハウに関する情報であって、当該不動産鑑定士の正当な利益を害するため |
| | | | 第7条5号 | 開示には原告人等の承諾を必要とする情報であり、承諾を求める協議を行うことは、本市の地位が不当に害されるおそれがあるため |
| 2 | 14~19 | 事務所所属の不動産鑑定士の氏名 | 第7条2号 | 個人に関する情報のため |
| | | | 第7条3号 | 不動産鑑定士の事業に関する情報であって、当該不動産鑑定士の正当な利益を害するため |
| 3 | 16~19 | 原告の鑑定内容 | 第7条3号 | 不動産鑑定士の事業に関する情報、技術上のノウハウに関する情報であって、当該不動産鑑定士の正当な利益を害するため |
| | | | 第7条5号 | 開示には原告人等の承諾を必要とする情報であり、承諾を求める協議を行うことは、本市の地位が不当に害されるおそれがあるため |